

「育児」と「介護」

「ワーク＆ライフ情報 Ver. II～仕事と家庭のバランスを図るために～」より抜粋

○育児

(国の制度)

2017(平成29)年10月1日から改正育児法が以下のように施行されました。

厚生労働省の「育児・介護休業制度ガイドブック」

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h27_12.pdf)
が参考になります。

さらに、2021(令和3年)1月1日から育児や介護を行う労働者が子の看護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになりました。

1. 育児休業は、子が最長2歳に達するまで取得可能になりました。
(1) 1歳6か月以降も、保育園等に入れないなどの場合には、職場に申し出ることで、育児休業期間を最長2歳まで延長できます。
(2) 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。
2. 育児休業制度等の個別周知の努力義務の創設
事業主に、労働者やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、当該労働者に対して個別に育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務を創設。
3. 育児目的休暇制度の努力義務の創設
事業主に、小学校就学に達するまでの子を養育する労働者が育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務を創設。
育児目的休暇の例：配偶者出産休暇、入園式、卒園式など子の行事参加のための休暇など。(出典) 育児・介護休業制度ガイドブック(厚生労働省HP)

(県・市の制度)

福山市に居住している教職員が利用できる公共の子育て支援を紹介します。福山市では福山ネウボラ～妊娠から子育てに関して切れ目のない相談・支援のために、福山ネウボラ相談窓口(愛称：あのね)を福山市内の12か所に開設しています。詳しくは、福山市子育て支援サイト

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kosodate/98323.html>

あるいは、あんしん子育て応援ガイド2019

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/uploaded/attachment/140191.pdf>

でご確認ください。または、福山市役所ネウボラ推進課：☎ 084- 928-1053,
Fax 084- 922-0846 にお問合せください。福山市外の支援サポートについては、各市の関係窓口にお問合せください。

（福山大学の制度）

育児休業（学校法人福山大学 育児休業規程）

育児休業をする場合には、育児休業の期間を明らかにして、育児休業開始予定日の1か月前までに各所属部局事務室に申し出てください。（育児休業申出書）

i. 育児休業（無給）

教職員が実子又は養子を養育するためにする休業で、子が出生した日又は出産予定日（自ら子を出産した教職員については、産後休暇の終了日の翌日）から1歳に達する日までの連続した期間取得可能です。

ii. 育児短時間勤務（育児休業を取得しない場合）

所定の勤務時間よりも短い時間での勤務の形態により、勤務することができます。子が出生した日（自ら子を出産した教職員については、産後休暇の終了日の翌日）から3歳未満までの期間、取得可能です。（育児短時間勤務申出書）

iii. 育児時間（育児休業を取得しない場合）

所定勤務時間の始め若しくは終わりにおいて、それぞれ30分を単位とした1時間の範囲内において繰り上げ又は繰り下げることができます。子が出生した日（自ら子を出産した教職員については、産後休暇の終了日の翌日）から1歳未満までの期間、取得可能です。

看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合は、申し出により年5日（2人以上の場合は10日）取得可能です。

〇介護

（国の制度）

国の制度が2017（平成29）年1月1日から、仕事と介護の両立支援制度として、以下のように改正されましたので、それに準ずることになります。

厚生労働省の「育児・介護休業制度ガイドブック」

https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h27_12.pdf

が参考になります。

介護休業の分割取得

介護休業とは、要介護状態（負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）の対象家族を介護するための休業です。2016（平成28）年12月31日までは、介護休業について介護を必要とする家族（対象家族）1人につき、通算93日まで原則1回に限りでしたが、現在は、対象家族1人につき通算93日まで3回を上限として介護休暇を分割してとることができます。

介護休暇の取得単位の柔軟化

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話を行うものは1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで、介護その他の世話を行うための休暇の取得が可能です。介護休暇は半日単位での取得が可能です。

介護のための所定労働時間の短縮措置等

介護のための所定労働時間の短縮措置等（選択的措置義務）について、介護休業と通算して93日の範囲内で取得していましたが、現在は、介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能となりました。介護のための所定労働時間の短縮措置等（選択的措置義務）については、対象家族1人につき、以下のいずれかを選択することができます。

- i. 所定労働時間の短縮措置
- ii. フレックスタイム制度
- iii. 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- iv. 労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度

介護のための所定外労働の制度（残業の免除）

介護のための所定外労働の制限（残業の免除）が2017（平成29）年1月1日に新設され、対象家族1人につき、介護終了まで利用できます。さらに、2021（令和3年）1月1日から育児や介護を行う労働者が子の看護休暇を柔軟に取得できるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになります。時間単位での取得可能、すべての労働者が取得できます。

（県・市の制度）

福山市に居住している教職員であれば利用可能な公共の介護支援を紹介します。

詳しくは、福山市のホームページ「高齢・介護に関する手続」

（<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shiminseikatsu/1690.html>）

でご確認ください。あるいは、「早わかり介護保険」

（<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/uploaded/attachment/115800.pdf>）

をご覧ください。

介護保険に関しては、福山市高齢者支援課：☎ 084-928- 1064,

介護保険課：☎ 084-928-1173 にお問合せください。

（福山大学の制度）

介護休業（学校法人福山大学 介護休業規程）

介護休業をする場合には、介護休業の期間を明らかにして、介護休業開始予定日の2週間前までに各所属部局事務室に申し出てください。（介護休業申出書）

- i. 介護休業（無給）

教職員が負傷、疾病又は身体若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するためにする休業で、対象家族1人につき、原則として介護休業開始日から通算93日、取得可能です。

ii. 介護時間（介護休業を取得しない場合）

所定勤務時間の始め若しくは終わりにおいて、それぞれ30分を単位とした1時間の範囲内において繰り上げ又は繰り下げることができます。介護の申し出をした日から介護休業を含め93日、取得可能です。

介護休暇（介護休業を取得しない場合）

要介護の状態にある家族の介護をする場合は、申し出により年5日（2人以上の場合は10日）取得可能です。

○他にも以下のHPが参考になります。

①福山市子育て支援サイト：

福山市子育て支援サイト トップページ - 福山市ホームページ
(city.fukuyama.hiroshima.jp)

②男女共同参画社会の実現に向けての情報誌（編集・発行；福山市男女共同参画センター）

男女共同参画情報誌「equal」バックナンバー - 福山市ホームページ
(city.fukuyama.hiroshima.jp)

③I 「福山市男女共同参画基本計画（第4次）」の施策体系

④女性の就労についての調査報告書、福山平成大学 小玉一樹、江口圭一
130812.pdf (city.fukuyama.hiroshima.jp)

⑤妊娠・出産 子育て 結婚・離婚 高齢介護 など

くらしの情報 - 福山市ホームページ (city.fukuyama.hiroshima.jp)